

重 要 事 項 説 明 書

作成日 令和 7年 7月 1日

1. 事業所概要

事業所名	指定居宅介護支援事業所あさひ
目的	当事業所は、要介護状態または要支援状態になった高齢者等に対して介護支援専門員により適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。
運営方針	当事業所は、常に介護保険による在宅サービスを利用する方々の立場に立った形で相談に応じ、利用者の希望や心身の状態を考慮し、適切な居宅サービスが選択、利用できるように市町村、居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行い、介護サービス計画を作成する。
開設年月日	平成 18 年 3 月 15 日
保険事業者指定番号	0672300449
所在地 電話・FAX 番号	山形県西村山郡朝日町大字宮宿 320 番地の 6 (電話) 0237-67-8333 (FAX) 0237-83-7877
交通の便	朝日町営バス 宮宿小学校前バス停留所 から徒歩 1 分

2. 職員体制（主たる職員）

職種	員数	常勤		非常勤		業務内容	保有資格
		専 従	兼 務	専 従	兼 務		
管理者	1 人		1			事業所の運営管理	主任介護支援専門員・介護福祉士
介護支援 専門員	2 人		1	1		居宅介護支援業務	主任介護支援専門員・介護支援専門員・介護福祉士
合計	2 人						

3. 営業日及び営業時間

営業日	毎週月曜日から金曜日（ただし、国民の祝日及び12/29～1/3を除く）
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで

4. サービスおよび利用料等

保険給付サービス	<p>＜居宅介護支援の提供方法＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談を受ける場所はグループホームあさひ相談室とします。 ・介護サービス計画書の様式及び課題分析の手順は「居宅サービス計画外ドライ方式」とします。 <p>＜居宅介護支援の内容＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者へ居宅サービス事業者のサービス内容や利用料に関する情報の提供を行います。 ・利用者の状態を把握します。 ・前6ヶ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービス割合及び前6ヶ月間に作成したケアプランに位置づけた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービス毎の提供回数のうち、同一事業者によって提供されたものの割合を説明します。 ・居宅サービス計画の原案を作成します。 ・利用者は複数の指定居宅サービス事業者の紹介を求めることがや居宅サービス計画書原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めるすることができます。 ・居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付ける場合にあってはその利用の妥当性を検討し、当該サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出します。 ・サービス担当者との連絡・調整を行います。 ・利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る）の心身の状況等により、主治の医師または歯科医師の意見を勘案して必要と認める場合その他やむを得ない理由がある場合については担当者に対する照会等により意見を求めるることができます。 ・居宅サービス計画を確定します。 ・サービス利用票・サービス提供票を作成します。 ・計画実施状況の把握し連絡調整を行います。 ・利用者並びにご家族が希望した場合、要介護認定新規申請及び更新申請を行います。 <p>＜医療機関との連携＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合、利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう利用者、ご家族様に了解を求めます。 ・指定居宅サービス事業者等から利用者に関わる情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師もしくは歯科医師又は薬剤師に情報提供を行います。 ・利用者が訪問介護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望した場合には利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師の意見を求め、居宅サービス計画書を作成した際には、当該居宅サービス計画書を主治の医師等に交付します。
利用料	介護予防支援費(Ⅱ) 4,720円/月 居宅介護支援（Ⅰ）要介護1.2 10,860円/月 要介護3.4.5 14,110円/月 なお、ご利用者の方の状況等により、初回加算（3,000円/月）・入院時情報連

	<p>携加算（I）2,500円/月：（II）2,000円/月・退院・退所加算（4,500円/月） （ただし、初回加算を算定する場合を除く） 通院時情報連携加算500円/月</p> <p>要介護又は要支援認定を受けた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、介護保険料の滞納等により、法定代理受領サービスを受けることができない場合は、1ヶ月あたりの利用料をお支払いいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を住所地を管轄する市役所または町村役場に提出しますと、後日全額払い戻し受けることができます。</p>
その他の費用	距離ならびに通常の事業の実施地域の内外に関係なく交通費は一律無料

5. 苦情相談機関

事業所苦情相談窓口	<p>担当者氏名：管理者 川村 愛子 受付日時 毎週月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし、国民の祝日及び12/29～1/3は除く 受付電話番号：0237-67-8333</p>
外部苦情申立て機関 (連絡先電話番号)	<p>機関名：朝日町役場 健康福祉課 （電話）0237-67-2111 機関名：山形県国民健康保険団体連合会 （電話）023-623-7544 （FAX）023-623-7537</p>

6. 通常の事業の実施地域

朝日町、寒河江市、大江町、河北町、西川町

7. 秘密保持

サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密、個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。ただし、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得た場合は、一定の条件の下で情報を提供することができるものとします。

8. 事故発生時の対応

利用者に対するサービスの提供に当たり、万が一事故が発生した場合は、関係市町村ならびにご家族に連絡します。また、当該事故により、利用者の生命、身体、財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。ただし、利用者に重過失がある場合は賠償責任を免除あるいは賠償額を減額することができます。

9. 衛生管理について

感染症が発生した場合にまん延しないように検討する機会を設け、感染症の予防及びまん延防止のために指針を整備し、事業所職員に対して感染症の予防及びまん延に対しての研修及び訓練を定期的に実施いたします。

10. 業務継続計画について

感染症のまん延や大規模自然災害が発生した場合で、利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施するために併設するグループホームあさひと連携した形で業務継続計画を策定し、研修の実施、訓練やシミュレーションを年2回以上実施するとともに、必要に応じて当該計画の見直しや変更を行うものとします。

年 月 日

事業所名 指定居宅介護支援事業所あさひ
(事業所) 住 所 山形県西村山郡朝日町大字宮宿320番地の6

説明者名

印

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受け、本書面を受領しました。

住 所
(利用者)

氏 名

印

住 所
(利用者ご家族)

氏 名

印